

# 神戸市看護大学 研究データの管理・利活用ポリシー

## 解 説

令和6年7月9日

教育研究審議会承認

神戸市看護大学（以下「本学」という。）は、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを定款上の目的として設立された法人である。

この設立目的に照らし、研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を図るとともに研究の健全性と公正性を確保し、さらなる学問研究の発展と地域社会等への還元に資することを目的に、以下のとおり、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

### （前文）

本ポリシーの第一義的な目的として、本学の設立目的に掲げる研究に関する理念の達成に資することを定めたものであることを示している。本ポリシーは、オープンサイエンスの潮流を踏まえて策定したものであるが、データの利活用のためには、法令等に基づくデータの適切な管理が不可欠であるため、そのことを研究者に対して改めて啓発できることを期待して「研究データの管理・利活用ポリシー」という名称とした。

### 1 研究データの定義

本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータをいい、デジタルか否かを問わない。

### （研究データの定義）

研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルか否かは問わない。収集し、又は生成したデータだけでなく、それらを解析し、又は加工して作成したデータも含まれる。

1. 研究の素材として収集または生成された一次データ（例：音声・画像・映像データ）
2. 一次データの収集や生成の段階で作成された記録（例：調査行程表、質問票とその回答、フィールドノート、実験ノート）
3. 一次データの分析・処理により生成されたデータ（例：アノテーションデータ、加工データ、解析データ）

4. 上記のデータに基づく研究成果（例：発表原稿、講演資料、論文、メディアコンテンツ）
5. その他研究活動に関するデータ（例：データ処理プログラム）

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が本学の研究者との共同研究や本学における研究活動を通して収集または生成されたデータも含まれる。

実習や演習などの学生が教育を受ける上で収集または生成されたデータは研究データに含まれないが、「研究演習」や「特別研究」「課題研究」「看護学特別研究」などの研究を主たる内容とする科目において学生が収集または生成されたデータについては、その取扱いについて、大学が適切に指導・支援を行う必要がある。

## 2 研究者の定義

本ポリシーにおいて、研究者とは、本学の教職員、学生、受入研究員等、本学における研究に携わるすべての者をいう。

（研究者の定義）

本ポリシーにおいて、「研究者」とは広範に捉えられており、本学と雇用関係にある教職員に限らず、学部及び大学院で研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受け入れ・招聘する研究員、そのほか本学における研究に携わる者を含むものとする。

次の者は、教員の関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。

1. 学生・研究生については、研究指導教員の指導に基づいて研究データの管理を行う。特に、データを公開しようとする場合は、指導教員の確認を必要とする。
2. 学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。
3. 研究者が以前に在籍した機関で収集し、又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

## 3 研究データの管理等の原則

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、原則として、それを収集し、又は生成した者が、法令、本学の規程その他これに準ずるものとの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において決定する。

（研究データの管理等）

研究データを収集又は生成した研究者は、原則として、それをどのように管理し、利活用させるかについて決定する自由があると同時に、当該決定した事項を公開し、又は届け出るなどの義務が生じる場合が往々にしてある（外部資金を利用する場合など）。ただし、その決定は、法令や本学の規程、他機関との契約等に別段の定めがある場合には、その範囲に留めるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

大学が発意して教職員に研究を行わせた場合など、大学として研究データの管理等を行わなければならない場合も本ポリシーに則った対応が必要である。

#### 4 研究者の責務

研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。また、法令、本学規程その他これに準ずるものに基づき研究データの提供等を求められた際は、誠実に対応しなければならない。

##### （研究者の責務）

規程等の定めの範囲内において研究者は適切に研究データを管理するとともに、公開可能なデータについては可能な限り公開することで利活用を促す。

公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。

#### 5 本学の責務

本学は、研究者の研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境整備に努める。

##### （本学の責務）

研究者が研究データを適切に管理・公開し、利活用に供することができるよう、大学として、財政的な側面も考慮しながら、できる限り下記の環境を整える。

1. 研究データを管理するための保存基盤を提供する。
2. 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
3. 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
4. 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
5. 研究データの管理、公開、利活用に関わるガイドラインや実施要項等を定める。
6. 研究データの管理、公開、利活用に関して教育・啓発する。

#### 6 ポリシーの見直し

社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

##### （ポリシーの見直し）

本ポリシーは社会や学術状況の変化に対応し、見直しを行うものであることを明確に示している。本ポリシーは、法令や本学規程等との整合を求められることから、関連する規定が改正される際は、本ポリシー改正の要否を併せて検討する必要がある。